

「環境基準」と「規制基準」

環境・公害行政では“〇〇基準”という用語が使われます。その内容により、大きくは“環境基準”と“規制基準”の2つに分けられます。

環境基準とは、行政が様々な環境保全のための施策を行うときの目標とすべきものであり、規制基準とは、公害等の発生源である工場等から排出される大気や水質等の排出濃度を規制するための基準です。

■ 環境基準

<環境基本法>

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2項・3項は省略

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

この環境基本法に基づいて、現在、大気・水質・土壌・騒音の4分野については、それぞれ環境基準の具体的数値が定められています。

■ 規制基準

規制基準は、環境基本法に基づいて定められた環境基準を目標に行政が行う個別の施策の中において、具体的に公害等の発生源を規制する基準です。規制基準の他、排出基準や排除基準等と呼称するものもあります。

・環境基準と規制基準の関係

例えば、大気汚染物質の一つである二酸化硫黄（ SO_2 ）を例にとってみます。

環境基準としては、「1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」と、一般の大気中における濃度が定められています。行政はこれを目標に、当該物質の濃度が環境基準を満たすように、二酸化硫黄の発生を抑える施策を実施します。具体的には、規制基準として大気汚染防止法の中で硫黄酸化物（ SO_x ）の“排出基準”が定められており、ボイラーや焼却炉といった、当該汚染物質の発生源での濃度が規制されています。